

茨城県報

第6991号

昭和56年11月24日

火曜日

目次

告示

	ページ
●新規土地改良事業の審査(4件)(農地管理課).....	1
●新規土地改良事業の認可(5件)().....	3
●換地計画の決定().....	4
●土地改良法に基づく換地処分().....	4
●土地収用法に基づく事業の認定(用地課).....	4
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	5
●道路の供用開始().....	6
●道路の区域変更・供用開始(3件)().....	6
●土地区画整理事業の認可(都市計画課).....	8
●都市計画事業の変更認可(下水道課).....	9
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所).....	10

公告

●県営土地改良事業計画(農地管理課).....	10
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課).....	10
●道路位置の指定().....	11
●建築許可に関する聴聞().....	11

告示

茨城県告示第1686号

村田村外三ヶ村土地改良区が行おうとする村田葦間地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹内藤男

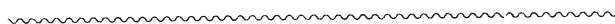
1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

村田葦間地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年11月26日から昭和56年12月16日まで

3 縦覧の場所 明野町役場



茨城県告示第1687号

村田村外三ヶ村土地改良区が行おうとする村田柳町地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

村田柳町地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年11月26日から昭和56年12月16日まで

3 縦覧の場所 明野町役場

茨城県告示第1638号

村田村外三ヶ村土地改良区が行おうとする下川中子川崎地区土地改良事業について、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

下川中子川崎地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年11月26日から昭和56年12月16日まで

3 縦覧の場所 明野町役場

茨城県告示第1689号

出島村長坂本重道から、昭和56年9月21日付けで認可申請のあった外葉地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

外葉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年11月26日から昭和56年12月16日まで

3 縦覧の場所 出島村役場

茨城県告示第1690号

昭和56年 8月10日付けで、西田川土地改良区から申請のあった小坂地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年11月16日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1691号

昭和56年 8月27日付けで、里美村長佐川治平から、認可申請のあった宮の前地区土地改良事業は、昭和56年11月16日付けで土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、認可したので同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1692号

昭和56年 8月18日付けで、河間土地改良区から申請のあった羽方地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年11月16日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1693号

昭和56年 7月29日付けで、牛久沼土地改良区から申請のあった小川地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年11月16日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1694号

昭和56年 6月29日付けで、豊田新利根土地改良区から申請のあった大留地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年11月16日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業石岡台地地区玉里工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和56年11月30日から昭和56年12月21日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 玉里村役場

茨城県告示第1696号

昭和56年10月17日付け農管指令第 564号をもって認可した曾根地区の更正換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1697号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 藤代町
- 2 事業の種類 藤代町立第二共同調理所（仮称）建設事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分
北相馬郡藤代町大字宮和田字畑田及び字飯沼地内
 - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
藤代町役場

茨城県告示第1698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和56年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
鹿島郡大洋村大字梶山字谷成 110-3番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 7.00	920.00 <small>メートル</small>		
		最小 4.00			
鹿島郡大洋村大字梶山字青木下 356-4番地まで	新	最大 19.00	920.00		拡幅工事による区域変更
		最小 13.00			

茨城県告示第1699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和56年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
筑波郡谷田部町大字柳橋字海道 91-2番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 17.00	2,509.00 <small>メートル</small>		
		最小 5.00			
筑波郡谷田部町松代一丁目 103番地まで	新	最大 17.00	2,509.00		道路改良工事による区域変更
		最小 5.00			
		最大 38.00	3,236.00		
		最小 25.00			

茨城県告示第1700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和56年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道竜ヶ崎潮来線
- 2 供用開始の区間
竜ヶ崎市大徳町字上羽根木1187番地先から
竜ヶ崎市八代町字籠田1660-1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年11月24日

茨城県告示第1701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和56年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県道
- 2 路 線 名 明野間々田線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字海老江 607-1番地先から	旧	メートル 最大 20.00	メートル 1,481.00	
		最小 5.40		
真壁郡関城町大字西保未字輪内 54-2番地まで	新	最大 20.00 最小 5.40	1,481.00	道路改良工事及び橋梁 整備工事による区域変 更
		最大 45.00 最小 12.20	1,580.00	

茨城県告示第1702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和56年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道明野間々田線
- 2 供用開始の区間
真壁郡明野町大字海老江604—8番地から
真壁郡関城町大字西保未字輪内54—2番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年11月24日

茨城県告示第1703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和56年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上吉影岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城県小川町大字上吉影 字久沢670番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 8.40	63.50 <small>メートル</small>	迂回路設置のための 区域変更
		最小 5.60		
東茨城県小川町大字上吉影 字久沢462番地先まで	新	最大 8.40	63.50	
		最小 5.60		
		最大 8.20	74.50	
		最小 6.50		

茨城県告示第1704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和56年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 上吉影岩間線
- 2 供用開始の区間
東茨城県小川町大字上吉影字久沢670番地先から
東茨城県小川町大字上吉影字久沢462番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年11月24日

茨城県告示第1705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和56年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷田部町大字小野崎字 千駄苅294-2番地から	旧	メートル 最大 19.50	メートル 6,907.00	
		最小 5.50		
筑波郡谷田部町大字上河原崎 元宮本8-2番地先まで	新	最大 19.50 最小 5.50	6,907.00	道路改良工事による 区域変更
		最大 50.00 最小 18.00	6.537	

茨城県告示第1706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和56年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道土浦岩井線
- 2 供用開始の区間
筑波郡谷田部町松代一丁目103番地から
筑波郡谷田部町松代一丁目101番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年11月24日

茨城県告示第1707号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定に基づき、中ノ内土地区画整理事業については、次のとおり認可した。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 土地区画整理事業の名称
中ノ内土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
中 川 清 見
中 川 庸 雄
檜 村 信 彦
鈴 木 誠 文
高萩炭礦株式会社
- 3 事業施行期間 施行認可の日から昭和58年3月31日まで
- 4 施行地区
多賀郡十王町大字友部字中ノ内の一部
多賀郡十王町大字友部字布袋内の一部
- 5 事務所の所在地
多賀郡十王町大字友部2645番地
中 川 清 見宅
- 6 施行認可の年月日 昭和56年11月24日
- 7 施行者の住所
中 川 清 見 多賀郡十王町大字友部2645番地
中 川 庸 雄 多賀郡十王町大字友部2640番地
檜 村 信 彦 多賀郡十王町大字友部38番地
鈴 木 誠 文 多賀郡十王町大字友部1691番地
高萩炭礦株式会社 東京都中央区新川一丁目18番11号
- 8 事業年度
初年度は、施行認可の日から翌年の3月31日まで
次年度からは、4月1日から翌年の3月31日まで
- 9 公告の方法 十王町役場掲示板に掲示する

~~~~~

**茨城県告示第1708号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
土浦・阿見都市計画下水道事業荒川沖都市下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年1月8日から昭和62年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 昭和52年4月28日付け茨城県告示第535号の事業地と同じ
  - (2) 使用の部分 昭和52年4月28日付け茨城県告示第535号の事業地と同じ

~~~~~

茨城県告示第1709号

昭和52年9月17日付け、農管指令第406号をもって認可のあった掛馬地区圃場整備事業については、昭和55年2月25日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

昭和56年11月24日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 岩 瀬 豊

~~~~~

---

## 公 告

---

#### ●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鰯川地区土地改良事業につき計画を定めたので関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
県営鰯川地区土地改良事業計画書写し
  - 2 縦 覧 期 間 昭和56年11月24日から昭和56年12月15日まで
  - 3 縦 覧 場 所 神栖町役場、鹿島町役場
- ~~~~~

#### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 日立市大久保町字塙山2336番から2339番まで、2348番、2349番1、同番5
- 2 事業主の住所及び氏名  
 日立市大久保町2丁目1番19号  
 大和物産株式会社  
 代表取締役 藤 咲 浩 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 日立市東大沼町3丁目1473番3、1473番1の一部
- 2 事業主の住所及び氏名  
 日立市東大沼町3丁目29番20号  
 大 貫 勇

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 年 月 日 定 | 申 請 者              |                            | 道 路 の 位 置                   | 道路幅員及び延長    |              |
|----------------|-----------|--------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------|--------------|
|                |           | 氏 名                | 住 所                        |                             | 幅 員         | 延 長          |
| 潮土木指令<br>第378号 | 56.11.11  | 佐竹 光寿              | 東京都世田谷区<br>大原1丁目60番<br>6号  | 鹿島郡銚田町柏熊字山<br>崎950番14       | メートル<br>6.1 | メートル<br>75.3 |
| 竜土木指令<br>第859号 | 56.11.2   | 富士商事(株)<br>(代)大久保藤 | 東京都新宿区西<br>新宿1丁目18番<br>13号 | 稲敷郡茎崎村大字高崎<br>字高見原2303番1202 | 4.00        | 28.15        |

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和56年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和56年11月27日 午前10時30分
- 2 聴 聞 場 所 那珂郡大宮町抽ケ台3120-14
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
 縫製工場の改築について

- 4 申請者住所氏名 東京都荒川区西日暮里2丁目13番4-201号  
株式会社八州縫製 代表取締役 川 畑 三 月
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 新築  
申請延面積527.67㎡ 既存238.34㎡
- 6 敷地面積 1520.94㎡
- 7 原 動 機 既設35.9kw
- 8 建築物の位置 那珂郡大宮町抽ヶ台3120-14
- ~~~~~

---

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰り下ぐ)

(定価送料とも1カ月)  
(金 1, 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所